

# 鬼怒工水だより

KINU INDUSTRIAL WATER WORKS

栃木県企業局水道課・栃木県鬼怒水道事務所

平成27年2月発行

6号

●安全安心な工業用水を安定的に供給するために！

## 浄水場高圧受変電設備更新工事

工事は長期に及びますが、**工業用水は常に作り続け**  
**皆さまにお届けしなければなりません。**

工業用水を安定して供給するために、  
浄水場の老朽化した受変電設備を更新する  
工事を実施しました。  
(平成25年9月～平成27年1月)



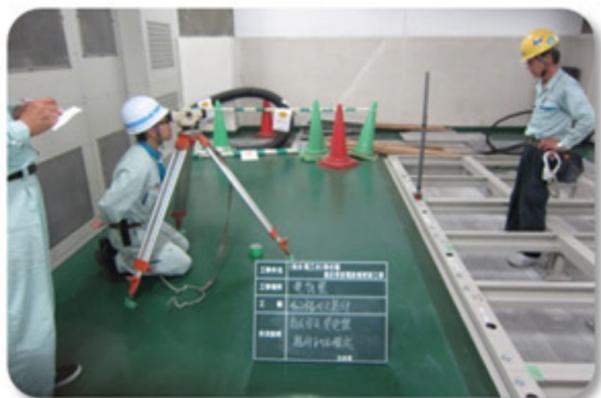
ここで!

工事中でも浄水場を停電させ  
ないように、仮設の受変電設備を  
設置しました。



新設備を設置して、動作の確認検査

その間に



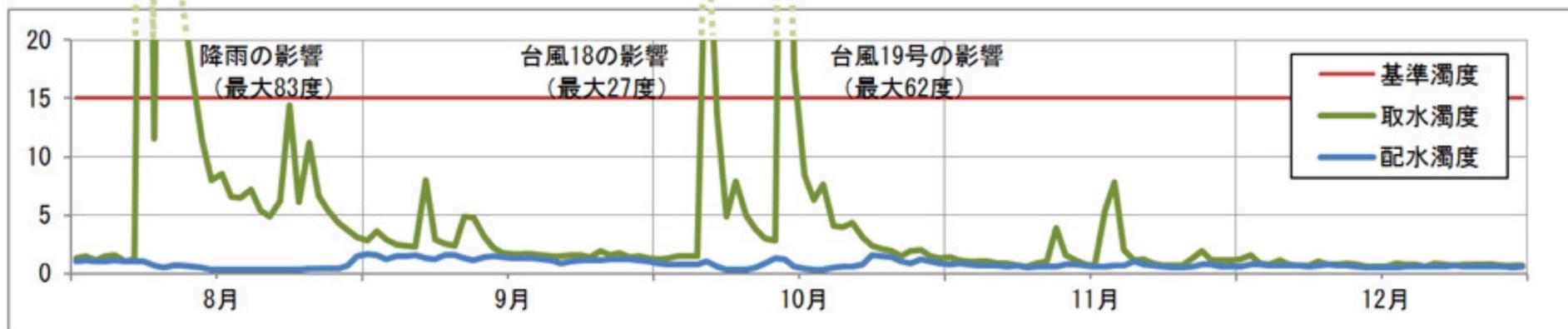
既設設備を撤去して更新作業を開始



無事更新  
完了!

## 水質管理（配水濁度）

8～12月の配水濁度実績値：0.3～1.7度  
(鬼怒工業用水給水規程運用基準：15度以下)



## ★工業用水についてのお問い合わせ★

栃木県企業局水道課	〒320-0033 宇都宮市本町12-11	TEL 028-623-3820	FAX 028-623-3826
栃木県鬼怒水道事務所	〒329-1233 高根沢町宝積寺1900	TEL 028-675-1331	FAX 028-675-4818

鬼怒工業用水ホームページ：[http://www.pref.tochigi.lg.jp/j54/index\\_k.html](http://www.pref.tochigi.lg.jp/j54/index_k.html)

「鬼怒工水だより」は、鬼怒工業用水道事業を広く皆様に知っていただくための広報紙です。  
鬼怒工業用水道をご利用いただいております皆様並びに関係の皆様には、日頃から工業用水道事業の推進にご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。

## 栃木県鬼怒工業用水道給水規程の一部改正予定について

栃木県企業局では、平成27年4月1日から、栃木県鬼怒工業用水道給水規程（以下「規程」）の一部を改正し、施行する予定です。

今回の改正は、受水を廃止した場合の管の取扱いを定めるとともに、これまでの基準や様式などを整理し、よりわかりやすくするものです。

### ○主な改正点（予定）

#### 受水を廃止した場合の取出管の取扱いを定めます

廃止した場合の取出管の取扱い（撤去）について、規程で定めます。また、廃止後に再度工業用水の利用が見込まれる場合などは、県と協議のうえで、取出管を撤去しないで残すことができることとします。

#### 給水施設の設置、管理についての基準を明確にします

給水施設の設置、管理についての基準を規程上整理して、明確にします。このことによって、新たな負担が生じることはありません。

#### 書類の様式が一部変わります

県に提出する書類に、担当者名や連絡先を記入していただくための欄を設けます。また「住所等変更届」を「住所、氏名等変更届」に改め、氏名変更時にも提出する書類であることを分かりやすくします。

規程の改正については、県の公報で公表することになっています（3月下旬予定）。

内容が確定しましたら、改正に関する資料をお送りします。また、8月に開催予定の担当者会議において、詳しい内容をご説明する予定です。

#### 【問い合わせ先】

栃木県企業局水道課 TEL:028-623-3820

